肝付町告示第４５号

肝付町森林炭素マイレージ交付金交付要綱を次のように定めた。

令和３年３月３１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　肝付町長 　永野　和行

肝付町森林炭素マイレージ交付金交付要綱

（趣旨）

1. この要綱は、鹿児島県が定める｢かごしまＣＯ２吸収量等認証制度実施要

綱｣（平成２３年１月４日）に基づき認証される、ＣＯ２の固定量に応じてインセ

ンティブを付与することにより、更に森林吸収源対策の取組を促進することを目的

として交付する肝付町森林炭素マイレージ交付金(以下「交付金」という。)に関

し、肝付町補助金等交付規則(平成１７年肝付町規則第２６号。以下「規則」とい

う。) に定めるほか、必要な事項を定める。

(交付対象経費及び交付金の額等)

1. 交付金の交付対象経費及び交付金の額、交付対象者は，別表１のとおりと

する。

（交付金の交付申請）

1. 交付金の交付を受けようとする者は、交付金交付申請書(第１号様式)に次

に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(第２号様式)

(2) 収支精算書(第３号様式)

(3) その他町長が必要と認める書類

２ 前項第３号のその他町長が必要と認める書類は、別表２のとおりとする。

３ 交付申請の提出期限は、かごしまＣＯ2固定量認証を受けた日の次年度末日までとする。

（交付金の交付の決定及び確定の通知）

1. 町長は前条の交付金交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る書類の

審査、調査等を行い、交付金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに

交付金の交付を決定及び交付額の確定を行うものとし、その旨を交付金交付決定及

び交付確定通知書(第４号様式)により通知するものとする。

　　（交付金の交付）

第５条　町長は、交付金の交付を決定する場合、精算払いにより交付することがで

きるものとする。

２ 前条の規定による通知を受けた者は、交付金の交付を受けようとするときは、交

付金交付請求書（第５号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第６条 　規則第６条第２項の規定による条件は，別表１のとおりとする。

(交付金の返納)

第７条 　交付金交付申請書及びその他関係書類に虚偽の記載があったとき、この要

綱の趣旨以外の事業経費に使用したとき、その他この要綱及び規則の規定に違反し

たときは、町長は交付決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一

部の返納を命ずることができる。

（その他）

第８条 　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表１（第２条関係） |  | |  | |  |
| 交付金の交付の対象となる事業 | 交付対象経費 | | 交付金の額 | | 交付対象者 |
| ＣО2固定 | １ 照明設備のＬＥ  Ｄ化  ２ 県産材木製品の  購入  ３ 庭木（木本類）  の購入  ４ その他町長が認  めたもの。 | | 交付対象経費と認証を受けた固定量（１ｔ－ＣО2）当たり４，５００円を乗じた額のいずれか低い額 | | 交付金を申請しようとする年度及びその前年度に、鹿児島県からＣО2固定量認証を受けた肝付町内の木造建築主（ただし、県のＣО2認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けている場合は除く。） |
|  | |  | |  | |
|  | |  | |  | |

|  |  |
| --- | --- |
| 別表２（第３条関係） |  |
| 交付金の交付の対象となる事業 | 町長が必要と認める書類 |
| ＣО2固定 | ○かごしまＣＯ2固定量認証書の写し  ○必要に応じて以下の書類を添付すること  ・カタログ  ・位置図  ・図面（対象箇所のわかるもの）  ・写真  ・領収書等の写し（単価や費用が確認できるもの） |
|  | |
|  | |